

土壤汚染に関する規制が強化されます！！

～改正土壤汚染対策法が平成22年4月1日から施行されます～

<主な改正内容>

①土地の形質の変更時の調査 ②指定の申請 ③汚染土壤の搬出・処理等の規制

○土壤汚染対策法の仕組み

◎土壤汚染状況調査

☆ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）

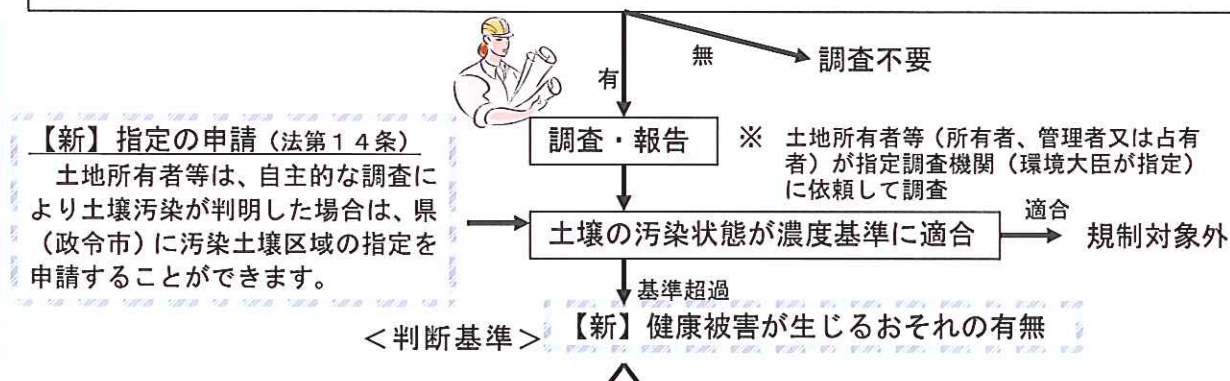
水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設で有害物質が使用されなくなった場合、土地所有者等は土壤の調査を実施する必要があります。ただし、その利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない場合は、県（政令市）に申請のうえ確認を受ければ、その状態が継続する限り調査の実施が猶予されます。

☆【新】土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更時（法第4条）

一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質を変更しようとする者は、変更着手する日の30日前までに、県（政令市）に届出（県の届出窓口：保健所）をする必要があります。県（政令市）は、届出された土地に土壤汚染のおそれがある場合には、土地所有者等に土壤の調査を命令することができます。



☆ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県（政令市）が認める時（法第5条）



◎汚染土壤区域の指定・管理

【新】要措置区域（法第6条）

【新】形質変更時要届出区域（法第11条）

※県（政令市）が指定・公示（法第6条、第11条）するとともに、台帳に記載して公衆に閲覧（法第15条）

【汚染の除去等の措置】（法第7条）

- 県（政令市）は、汚染原因者又は土地所有者等に対し汚染の除去等の措置（指示措置）を指示します。
- 指示措置が履行されないときは、県（政令市）は指示措置を講ずべきことを命令することができます。

【土地の形質の変更の禁止】（法第9条）

- 指示措置等として行う行為等を除き、土地の形質の変更はできません。

【土地の形質の変更の届出等】（法第12条）

- 土地の形質変更をしようとする者は、変更着手する日の14日前までに、県（政令市）に届出をする必要があります。
- 届出の内容が適切でないときは、県（政令市）は計画の変更を命令することができます。

※土壤汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除・公示（法第6条、第11条）

注：熊本市内においては、政令市である熊本市が土壤汚染対策法を所管しています。（法第64条）

◎【新】汚染土壤の搬出、処理等の規制（要措置区域及び形質変更時要届出区域の汚染土壤に限る。）

<搬出時の規制>

【汚染土壤の搬出時の届出等】（法第16条）

- 汚染土壤の搬出者は、搬出に着手する日の14日前までに、県（政令市）に届出をする必要があります。
- 届出の内容が適切でないときは、県（政令市）は計画の変更を命令することができます。

【汚染土壤の処理の委託】

- 汚染土壤の搬出者は、汚染土壤処理業の許可を受けた業者（汚染土壤処理業者）に処理を委託する必要があります。（法第18条）
- 汚染土壤処理業者に処理を委託しなかった場合、県（政令市）は必要な措置を命令することができます。（法第19条）

<搬出・運搬・処理時>

【管理票】

- 運搬・処理の委託者及び受託者は、汚染土壤に係る管理票を交付・保存等する必要があります。（法第20条）
- 虚偽の管理票の交付等はできません。（法第21条）

<運搬時の規制>

【運搬に関する基準】

- 汚染土壤の運搬者は、汚染土壤の運搬に関する基準（運搬基準）に従い運搬する必要があります。（法第17条）
- 運搬基準に違反して汚染土壤を運搬した場合、県（政令市）は必要な措置を命令することができます。（法第19条）



<処理時の規制>

【汚染土壤処理業】（法第22条）

- 汚染土壤の処理を業として行おうとする者は、汚染土壤の処理の事業の用に供する施設（汚染土壤処理施設）ごとに、県（政令市）の許可を受ける必要があります。

～汚染土壤処理施設の種類～

- 浄化等処理施設：汚染土壤の浄化、溶融、不溶化を行うための施設
- セメント製造施設：汚染土壤を原材料として利用し、セメントを製造するための施設
- 埋立処理施設：汚染土壤の埋立てを行うための施設
- 分別等処理施設：汚染土壤から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壤の含水率を調整するための施設

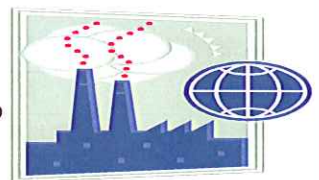
- 汚染土壤処理業者は、汚染土壤の処理に関する基準（処理基準）に従い、汚染土壤を処理する必要があります。

【改善命令】（法第24条）

- 汚染土壤処理業者により処理基準に適合しない汚染土壤の処理が行われたときは、県（政令市）は必要な措置を命令することができます。

【許可の取消し等】（法第25条）

- 県（政令市）は、汚染土壤処理業者が許可の要件に適合しなくなったとき等において、その許可を取り消すことができます。



◎この他にも土壤汚染対策法に基づく各種の規制がありますのでご注意ください。



ダイスキ！
くもと

<問い合わせ先>

〒862-8570 熊本県熊本市水前寺6丁目18-1
熊本県環境生活部水環境課 水質保全班
電話 096-333-2271